

設計者・工務店の皆様へ

2024年5月版

もうすぐ始まります!

2025年4月から ルールを改正します!



3つの改正するルール

<1つめ>

全ての新築で省エネ基準適合を義務化!

<2つめ>

木造戸建住宅[※]の建築確認手続き等を見直し!

※階数2以上又は延べ面積200㎡超

<3つめ>

木造戸建住宅の壁量計算等を見直し!

詳細は裏面をご覧ください

3つの改正するルール

2025年4月以降に工事に着手するものが対象です。

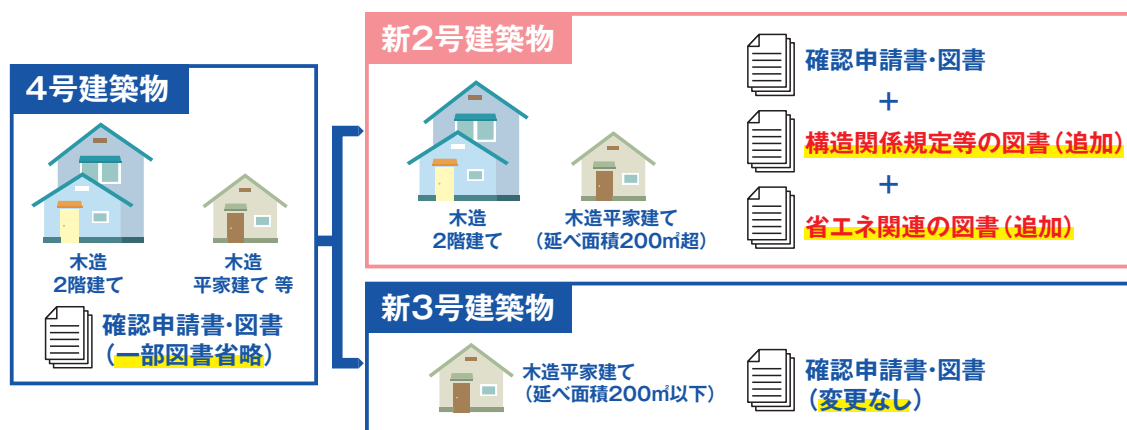
<1つめ> 全ての新築で省エネ基準適合を義務化!

- ① **省エネ適判手続きが必要**になります。
- ② **仕様基準で評価**する場合は**省エネ適判は不要**です。

<2つめ> 木造戸建住宅※の建築確認手続き等を見直し!

※階数2以上又は延べ面積200㎡超

- ① **「建築確認」**が必要な**対象範囲を拡大**します。
- ② **「審査省略」**の**対象範囲を限定**します。
- ③ **構造・省エネ関連の図書等の提出が必要**になります。



<3つめ> 木造戸建住宅の壁量計算等を見直し!

➡ **重い屋根・軽い屋根等の区分を廃止**

- ・**算定式に基づき、壁量および柱の小径を算定**
- ・**表計算ツール・早見表 (試算例) を使用可能**

わかりやすい解説動画やテキストはこちら

■解説動画

<https://shoenehou-online.jp/>



建築物省エネ法 オンライン講座



■テキスト

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>



建築物省エネ法 資料ライブラリー



重要なお知らせ (建築基準法・建築物省エネ法が大きく改正されます)

令和7年(2025年)4月1日以降に着工する場合
**建築確認申請の対象が拡大され、
省エネ基準への適合が必要になります**

例として、木造2階建て住宅は地域によらず建築確認申請が必要で、
省エネ基準への適合に関しても審査が必要になります。

▶詳細は、国土交通省ホームページをご確認ください。

【国交省HP】



こちらにも
ご注意ください

**カーポートや既製品の倉庫も
建築確認申請が必要です**

以下に該当する場合は、申請が必要になります。

- ① **新築**※1,2 (面積によらず必要)
- ② 床面積が**10㎡を超える増築・改築・移転** ※2
- ③ **防火・準防火地域での建築** (面積によらず必要)

現行法でも必要
改正後も必要

※1 ここでの新築とは、他の建築物がない更地の状態の敷地に新たに建築物を建てることをいいます。

※2 都市計画区域外では地域や規模によって不要場合があります。

※3 小規模な倉庫は、建築物に該当しないものもありますが寸法の確認が必要です。

建築確認申請の要否等、詳細は担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 対象物件の所在地を所管する窓口へお問い合わせください。

- 和歌山県 建築住宅課 建築審査班 (TEL: 073-441-3185)
- 那賀振興局 建設部 総務調整課 建築グループ (TEL: 0736-61-0030)
- 伊都振興局 建設部 総務調整課 建築グループ (TEL: 0736-33-4922)
- 有田振興局 建設部 総務調整課 建築グループ (TEL: 0737-64-1299)
- 日高振興局 建設部 総務調整課 建築グループ (TEL: 0738-24-2908)
- 西牟婁振興局 建設部 建築課 建築グループ (TEL: 0739-26-7922)
- 東牟婁振興局 串本建設部 総務用地課 総務調整建築グループ (TEL: 0735-62-0757)
- 東牟婁振興局 新宮建設部 総務調整課 建築グループ (TEL: 0735-21-9624)



※和歌山市内の物件は、和歌山市 建築指導課 (TEL: 073-435-1100) にお問い合わせください。

最寄りの窓口で 県全域(和歌山市を除く)の 建築計画概要書を ご覧いただけます。



- ・下記窓口を設置した閲覧システム（タブレット端末）で
ご覧いただけます。
- ・閲覧のみは無料です。
- ・概要書の写しをお求めの場合は手数料が必要となります。



窓口名	連絡先	所在地	所管区域
県土整備部都市住宅局 建築住宅課建築審査班	TEL 073-441-3185 FAX 073-428-2038	和歌山市 湊通丁北1丁目2-1	海南市、紀美野町
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0736-61-0030 FAX 0736-61-0034	岩出市 高塚209	紀の川市、岩出市
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0736-33-4922 FAX 0736-33-4928	橋本市 市脇4-5-8	橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0737-64-1299 FAX 0737-64-1268	有田郡湯浅町 湯浅2355-1	有田市、湯浅町、 広川町、有田川町
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0738-24-2908 FAX 0738-24-2920	御坊市湯川町 財部651番地	御坊市、美浜町、日高町、由良 町、印南町、みなべ町、日高川町
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	TEL 0739-26-7922 FAX 0739-26-4114	田辺市 朝日ヶ丘23-1	田辺市、白浜町、 上富田町
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	TEL 0735-62-0757 FAX 0735-62-5390	東牟婁郡串本町 サンゴ台783-8	すさみ町、古座川町、 串本町
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0735-21-9624 FAX 0735-21-9643	新宮市 緑ヶ丘二丁目4番8号	新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村

利用者アンケートにご協力ください

アンケートサイト
QRコード

令和7年4月1日から
建築計画概要書等※の写し交付手数料を
1件につき410円に改定します。

改定前 1枚につき10円 → 改定後 1件につき410円

・建築計画概要書と併せて綴っている「建築基準法令による処分等の概要書」の写しの交付について、1件につき別途410円の手数料が必要です。

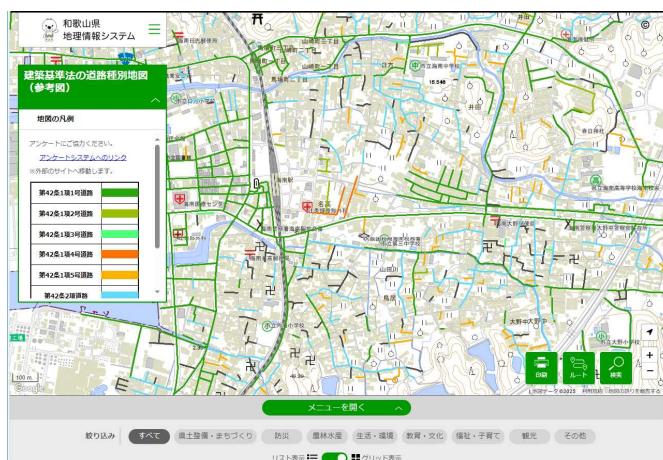
※建築計画概要書等（建築計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書など）

道路種別の公開についてお知らせ

和歌山県地理情報システムで
**建築基準法の
 道路種別地図**（参考図）
 を公開しています。



QRコードから
アクセス



- ・お手持ちのパソコン、スマホ等から閲覧できます。
- ・ご利用には利用規約に同意いただく必要があります。
- ・道路種別地図に関しご不明な点は、下記窓口へご相談ください。
- ・URL : <https://wakayamaken.geocloud.jp/mp/31>

窓口名	連絡先	所在地	所管区域
県土整備部都市住宅局 建築住宅課建築審査班	TEL 073-441-3185 FAX 073-428-2038	和歌山市 湊通丁北1丁目2-1	海南市、紀美野町
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0736-61-0030 FAX 0736-61-0034	岩出市 高塚209	紀の川市、岩出市
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0736-33-4922 FAX 0736-33-4928	橋本市 市脇4-5-8	橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0737-64-1299 FAX 0737-64-1268	有田郡湯浅町 湯浅2355-1	有田市、湯浅町、 広川町、有田川町
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0738-24-2908 FAX 0738-24-2920	御坊市湯川町 財部651番地	御坊市、美浜町、日高町、 由良町、印南町、みなべ町、 日高川町
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	TEL 0739-26-7922 FAX 0739-26-4114	田辺市 朝日ヶ丘23-1	田辺市、白浜町、 上富田町
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	TEL 0735-62-0757 FAX 0735-62-5390	東牟婁郡串本町 サンゴ台783-8	すさみ町、古座川町、 串本町
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	TEL 0735-21-9624 FAX 0735-21-9643	新宮市 緑ヶ丘二丁目4番8号	新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村

利用者アンケートにご協力ください



アンケートサイト
QRコード